

1 制度のあらまし

鳥取県社会福祉協議会（以下「鳥取県社協」という。）では、将来、介護福祉士として県内の介護保険施設等で高齢者の介護等に従事する人材の養成確保を目的として、介護福祉士の養成施設等に在学し介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し、修学資金等を貸付ける介護福祉士修学資金等貸付事業を実施します。養成施設等を卒業後、一定の条件を満たした場合は、この修学資金等の返還免除申請権が取得できます。

【注意事項】

- ・令和6年度以降の国の制度改正により、事業内容が変更となる場合があります。
- ・平成25年度より、生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある世帯（準要保護世帯）から介護福祉士等の養成施設等に就学する方は、修学資金等に加えて、在学中の生活費の一部として費用を貸付けることができることになりました。

1 募集期間 令和5年11月1日（水）～令和6年1月15日（月） *当日消印有効

2 修学資金等制度の概要

対象者	<p>次の要件を満たす者のうち、卒業後、県内の介護保険施設等において介護福祉士として業務に従事しようとする方が対象になります。</p> <p>①介護福祉士の※養成施設等（以下「養成施設等」という。）に進学予定であること又は在学していること</p> <p>②将来、県内において介護福祉士の業務に従事しようとする者</p> <p>※条件により県外勤務が認められる場合があります（6ページ「返還の免除について」参照）</p> <p>③学業成績優秀で心身ともに健全であること</p> <p>※養成施設等・・・介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設</p> <p>※既に他の同種の受講資金の貸付（例：日本学生支援機構実施の第一種奨学金、社会福祉協議会実施の生活福祉資金における修学資金、県・市町村実施の母子寡婦福祉資金における修学資金など）や職業訓練を受けている方は、申請対象外として取扱います。</p> <p>ただし、国の実施する専門実践教育訓練給付制度又は特定一般教育訓練給付制度の利用者や日本学生支援機構の第二種奨学金の利用者については申請対象者として取扱います。</p>
貸付限度額 及び 資金使途	<p>○鳥取県内介護福祉士養成施設等へ進学希望する鳥取県内高校在学生</p> <p>①修学費 月額50,000円以内×在学期間（月数）</p> <p>資金使途は、養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金、参考図書及び学用品の購入費、養成校通学に要する交通費等に充当すること。</p> <p>②入学準備金 入学年度の初回送金時1回限り200,000円以内</p> <p>資金使途は、養成施設の入学に当たって必要な準備経費に充当すること。</p> <p>③就職準備金 卒業年度の最終回送金時1回限り200,000円以内</p> <p>資金使途は、養成施設卒業後、就職する際に必要な経費に充当すること。</p> <p>④介護福祉士国家試験受験対策費 卒業年度の7月送金時1回限り40,000円以内</p> <p>養成施設等を令和6年度以降卒業見込の者であって、卒業年度に実施される介護福祉士国家試験を受験する意思のある者が申請可能です。</p> <p>資金使途は、国家試験の受験手数料等の経費、民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料、参考図書等の購入費用等の経費等に充当すること。</p> <p>⑤生活費加算</p> <p>貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にある世帯（準要保護世帯、詳細はP3「3 申込方法」参照）の方であって、養成施設等に入学し、在学する方については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者</p>

	の年齢に対応する級地区分の額に相当する額以内を加算して貸付けることができます。 (額については、鳥取県社協の事業担当者にお問い合わせください) 資金使途は、養成校在学中の生活費に充当するものであること。
貸付利子	無利子
貸付期間	養成施設等に在学する期間（留年期間は対象外）
返還免除 条件	<p>次の要件を全て満たした場合は、返還債務の免除申請権が付与されます。</p> <p>①養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、鳥取県内で返還免除対象業務を実施する事業所において、介護福祉士の資格を用いた業務に年間180日以上従事する勤務条件で従事し、5年間（過疎地又は中高年離職者は3年間）引き続き当該業務に従事したとき。（返還免除対象業務と中高年離職者の定義については、P6「4　返還の免除について」参照）</p> <p>②上記①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。（労働災害の認定が必要）</p>

3 申込方法

募集期間内に「介護福祉士修学資金貸付申請書（様式第1号の1）」に下記の添付書類を添えて提出してください。

（申請書、添付書類の所定様式は、鳥取県社協のホームページからダウンロードできます。）

鳥取県社会福祉協議会のホームページ <https://www.tottori-wel.or.jp/>

＜介護福祉士修学資金貸付申請書 添付書類＞

- (1) 世帯状況報告書（別紙5）
- (2) 住民票（申請者及び申請者と生計を同一にする世帯員全員分・連帯保証人 各1通、生計を同一にする世帯の考え方は欄外注※4を参照）
 - ※連帯保証人が申請者と生計を同一にする世帯員として住民票を添付済みの場合に限り、連帯保証人として添付する住民票は、その写しで代用可能（コピーは申請者が作成すること）
 - ※法人連帯保証人を立てる場合、連帯保証人の住民票は不要
- (3) 所得証明書又は非課税証明書（申請者及び申請者と生計を同一にする世帯員全員分・連帯保証人 各1通、生計を同一にする世帯の考え方は欄外注※4を参照）
 - ※連帯保証人が申請者と生計を同一にする世帯員として所得証明書を添付済みの場合に限り、連帯保証人として添付する所得証明書は、その写しで代用可能（コピーは申請者が作成すること、なお、連帯保証人が就労後間もないため所得証明が取得できない場合や所得証明に記載されない収入を得ている場合は、下記書類を提出すること）
 - ※就労開始して間もないため所得証明書が取得できない場合は、直近1年間の給与明細書等収入が確認できる書類の写し
 - ※所得証明書に記載されない障害年金や遺族年金を受給している場合はその受給額が確認できる書類の写し
 - ※法人連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の所得証明書不要
- (4) 修学意欲及び就労意思確認書（様式第23号） ※申請者本人が記載すること
- (5) 申請者が卒業予定の高校の調査書（進学用） ※高等学校の長が発行すること
- (6) 申請者が生活保護受給世帯の世帯員である場合…意見書（様式第24号）、生活保護受給証明書
- (7) 申請者が準要保護世帯の世帯員である場合…準要保護世帯要件該当が確認できる書類
 - ◇世帯員全員が、以下のいずれかに該当する場合、準要保護世帯と見なす。
 - ①地方税法第295条第1項に基づく市町村民税非課税者に該当する。
→該当者の非課税証明書（所得証明書ではありません）の添付が必要
 - ②地方税法第323条に基づく市町村民税の減税決定者に該当する。
→該当者への減税決定が確認できる書類（写）の添付が必要
 - ③国民年金法第89条又は90条に基づく掛金納付の全部又は一部免除決定者に該当する。
→該当者への免除決定が確認できる書類（写）の添付が必要

④国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免決定者又は徴収猶予決定者に該当する。

→該当者への減免決定又は徴収猶予決定が確認できる書類（写）の添付が必要

※以下は、法人による連帯保証人を立てる場合に添付が必要な書類

- (8) 法人の履歴事項全部証明書の写し（発行から3ヶ月以内）
- (9) 法人の印鑑登録証明書の写し（発行から3ヶ月以内）
- (10) 法人による原本証明が付された、法人が連帯保証することについて決議した決議書の写し又は決議したことがわかる役員会議の議事録の写し
- (11) 申請者の就労先（内定含む）を運営する法人（ただし、返還免除対象業務を行っている法人に限る）が発行する勤務証明書の原本又は就職内定通知の写し
- (12) 法人による原本証明が付された、法人の直近3年分の決算書
- (13) 法人の直近3年分の法人税納税証明書（その1とその3とその4）の原本又は写し

※1 申請にあたっては、鳥取県内に居住する連帯保証人を1名又は鳥取県社協が認める要件を満たす法人による連帯保証が必要です。

ただし、以下※2に該当する場合は鳥取県内居住要件を適用除外します。

※2 申請者が未成年（満18歳未満）の場合は、親権者又は未成年後見人を連帯保証人候補者として受付します。

ただし、以下※3に該当する場合に連帯保証人候補者の変更を求める場合があります。

※3 連帯保証人候補者の資力、年齢等の状況により、連帯保証人候補者の変更を求める場合があります。

※4 申請者と生計を同一にする世帯員の考え方は以下となります。

①修学に伴い家族と同居していた住所から転居し、家族からの支援を受けつつ別の住所で生活を営んでいる場合は、申請者と家族は別々の住所に居住していますが、生計を同一にしているとみなします。

②同一住所で複数の世帯が同居して生活している場合は、申請者の属する世帯とそれ以外の世帯は生計を同一にしているとみなします。この場合、家賃を折半している、光熱水費を折半しているといった、ルームシェアの実態有無は関係ありません。（申請者世帯と親世帯や兄弟世帯がそれぞれ同一住所内で別世帯として住民票上登録している場合等がこれに該当し、住民票上は別世帯であっても同一住所に複数の世帯が同居して生活をしているので、生計を同一にしているとみなします）

4 提出期限

令和6年1月15日（月）※当日消印有効までに提出してください。

5 提出先・問合せ先

鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

TEL 0857-59-6336 FAX 0857-59-6340

※直接持参の場合は募集期間中の午前9時から午後5時まで受け付けます（ただし、土日・祝日を除く）。

6 書類審査・選考

鳥取県社協「鳥取県介護福祉士修学資金等貸付事業貸付決定（内定）者選考基準」に基づき実施します。

7 貸付の内定

- (1) 令和6年2月中旬～（予定）に書面で申請者あてに内定結果を通知します。
- (2) 申請者は内定結果受領後、申請書に記載した養成施設の在学証明書を提出してください。（進学する養成施設を変更した場合、進学予定であった養成施設の入試結果が不合格の場合など、申請書記載内容と異なる状況となった場合、内定は無効となります）
- (3) 鳥取県社協が申請書に記載された養成施設の在学証明書を確認後、貸付決定となります。

8 貸付決定

- (1) 令和6年4月下旬～（予定）に書面で申請者へ貸付の決定を通知します。
- (2) 琉球の無い借用書の受領日から20営業日（予定）以内に貸付決定を受けた方に対し修学資金等を交付します。

※原則、修学資金は毎月1月分ずつ交付します。